



まちづくり三法の見直し

中小企業庁商業課

5. 改正中活法の概要 (2)新旧比較

目的

【目的】 中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一體的推進

新

目的・基本理念・責務

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進
 【基本理念】 快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取組み、それに対し国が集中的に支援を行う。
 【責務規定】 国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を新設。

